

G3 (6) 社会体育・社会教育に関する内規 (各部共通)

小布施中学校部活動・社会教育運営委員会
小布施町教育委員会

1 目的

必要に応じて各部の保護者会が主催し、社会体育・社会教育としてスポーツ・文化活動を行うことを目的とする。

2 構成員について

- (1) 社会体育団体・社会教育団体の責任者(保護者会長)が新たに募集し、応募した生徒とその保護者とする。
- (2) 部活動とは異なる組織として活動するため、加入したい生徒が加入し、強制されるものではない。

3 保護者会について

- (1) 保護者会を組織し、会長、副会長、会計、会計監査をおく。
- (2) 必要に応じて会費を徴収し活動費に充てる。なお、会費を徴収する場合は、監査の承認を経た上で収支決算報告を行い、会計管理を厳正に行う。
- (3) 保護者会は練習会場の確保、各家庭への連絡、通知作成などを行う。また、対外遠征時における引率を行う。
- (4) 活動中は必ず保護者または指導者から1名以上が付き添うこととする。
- (5) 平日の活動における生徒の送迎は、各保護者が責任もって送迎する。
- (6) 学校として引率する中体連・中吹連関係の試合・コンクール以外は、保護者または指導者が責任をもって引率する。

4 指導者について

- (1) 指導者は社会体育団体・社会教育団体が依頼して、承諾した者が当たるものとし、部活動顧問がそのまま社会体育・社会教育の指導者となるものではなく、原則として学校職員以外の者とする。
- (2) 適格な指導者が得られずに学校職員へ指導者を依頼する場合は、学校長の許可を得るとともに、本人の承諾を得るものとする。
- (3) 指導者は、勝利至上主義による競技力の向上のみにとらわれることなく、中学生としての学習や家族の一員としての時間の確保、健康管理、及び健全育成という観点から、スポーツ・文化活動として適切な指導を行うこととする。
- (4) 指導者は、生徒自らに考えさせ判断させる指導を重視し、指示や命令のみによる指導から脱却するとともに、体罰による指導は認めない。

5 活動について

- (1) 平日の活動終了時刻を原則19:30とし、19:45までには会場を出る。
- (2) 中学生としての学習や家族や地域の一員としての時間確保及び健康管理の観点から、中学生のスポーツ・文化活動として適切な活動時間かどうか慎重に判断する必要があり、適切量を超えたスポーツ・文化活動が、生涯にわたってスポーツや文化活動に親しむことへの妨げとならないよう配慮する。

6 安全の確保及び補償について

- (1) 生徒及び保護者は必ず傷害保険(スポーツ安全保険など)に加入するとともに、必要に応じて交通災害保険にも加入し、不測の事態にはその補償の範囲内で対応する。
- (2) 指導者も必ず傷害保険に加入し、不測の事態にはその補償の範囲内で対応する。その際の費用負担は保護者会とする。
- (3) 生徒の安全には十分に配慮するが、送迎中の交通事故及び大会中の不慮の事故に対する補償・責任は、保険の範囲とし、それ以上は引率者(運転手)や指導者には請求しないものとする。
- (4) 事故があった場合は、速やかに保護者会で対応するものとする。

7 施設の利用について

- (1) 学校体育施設・社会体育施設の借用登録団体へ登録する。(町教育委員会へ申請する)
- (2) 学校体育施設・社会体育施設の予約は、規定の方法で申し込みをする。(町教育委員会へ申請する)
- (3) 体育館の鍵は保護者会が教育委員会から借りる。
- (4) 入り口や窓の施錠、照明設備の消灯、火の元の確認を責任もって行う。
- (5) 中学校では校内施設の鍵の貸し出しは行わない。
- (6) 活動場所から校舎内、教室内に無断で入らない。必要があつて入る場合は、職員室に居る職員にその旨を連絡してから入る。

付記 本内規は、2019年 4月 1日から実施する。